

＜特別措置の内容＞

1. 内 容

2021年1月分のインバランス料金（3月上旬に当社が小売電気事業者に請求する不足インバランス料金および給電指令時補給電力料金の合計から、当社が小売電気事業者にお支払いする余剰インバランス料金を差し引いた料金）を最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とする（4月上旬以降に分割支払いに応じた支払期日を順次設定）。

2. 適用対象料金

2021年1月1日から1月31日までのインバランス料金

3. 適用対象の事業者

以下の①から③の要件をすべて満たしている小売電気事業者

- ① 市場価格に連動して高額な電気料金の請求を受ける需要者や、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける需要者に対し、支払猶予等の措置を講じていること
- ② 以下のいずれにも当てはまらないこと
 - ・直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること
 - ・直近の収支において売上・営業利益等が、前期および前々期に比して悪化していること
- ③ 分割支払い措置が講じられている期間において、卸電力市場における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約を締結していること

4. 特別措置のお申込み方法

2021年2月15日から3月15日までの間に当社のネットワークサービスセンターまで所定の様式によりお申込みください。お申込みをいただいた後、当社は経済産業省と協議のうえ審査を行い、審査結果を通知いたします。なお、本特別措置の適用が認められた小売電気事業者の名称については、経済産業省において公表することといたします。

様式リンク先:https://www.kansai-td.co.jp/application/documents.html#imbalance_apply
(インバランス料金の特別措置における申込様式について)

5. 問い合わせ窓口

これらの特別措置の適用を希望される小売電気事業者は、下記の担当窓口までお問い合わせください。

関西電力送配電株式会社 ネットワークサービスセンター
TEL：06-7501-0695

以 上